

大阪市告示第655号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月11日

大阪市長 横山 英幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第6条第1項の規定に違反するので、令和8年5月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公園名	除却実施場所	物件
玉出南公園	西成区玉出中2丁目13 (玉出南公園北側)	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)

(建設局総務部管理課)